

林野火災予防に係る関係法令における規制の概要

総務省消防庁
農林水産省林野庁

気象業務法及び消防法に基づく火災気象通報の概要

制度概要

- 気象業務法第13条に基づき、気象庁は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。警報を発した場合には、同法第15条に基づき、国の機関や都道府県等に通知することとされている。
- また、消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合には、気象台から都道府県知事に対して通報を行うこととされており、具体的な運用としては、気象業務法に基づく予報に該当する「乾燥注意報」及び「強風注意報」を発するときに、都道府県に対して火災気象通報が行われている。

火災気象通報

○通報基準

- ・「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、降水（降雪）の時は通報しないことがある

[各基準のイメージ]

- ・乾燥注意報の発表基準 ⇒ 最小湿度20～40%で実効湿度50～60%など
- ・強風注意報の発表基準 ⇒ 平均風速10～15m/s

○通報内容

- ・通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分と注意すべき事項を付加
- ・対象となる「二次細分区域」（概ね市町村）を明示

[通報区分]

- ・乾燥注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥】
- ・強風注意報 ⇒ 火災気象通報【強風】
- ・乾燥注意報及び強風注意報 ⇒ 火災気象通報【乾燥・強風】

○通報のタイミング

- ・定時：毎朝5時頃
- ・随時：直前に通報した内容と異なる見通しとなり、「乾燥注意報」または「強風注意報」の発表、切替、解除があった場合

○通報例（通報事例より一部抜粋）

岩手県火災気象通報
令和7年2月26日05時00分 盛岡地方気象台発表

例1

（本文）
[見出し]

火災気象通報【乾燥】【強風】【乾燥・強風】

岩手県において、火災が発生しやすく、延焼も起こりやすい気象状況となる見込みです。対象地域では、火の取り扱いに十分注意してください。

[対象地域・要素・期間]

凡例：「乾」＝乾燥注意、「風」＝強風注意／暴風警戒、
「風雨」＝強風注意／暴風警戒だが雨を伴う、
「なし」＝現象の予想無し

（略）

沿岸南部
大船渡地域

大船渡市 乾(27日朝まで)・風(26日昼前から26日夕方まで)
陸前高田市 乾(27日朝まで)・風(26日昼前から26日夕方まで)
住田町 乾(27日朝まで)・風(26日昼前から26日夕方まで)

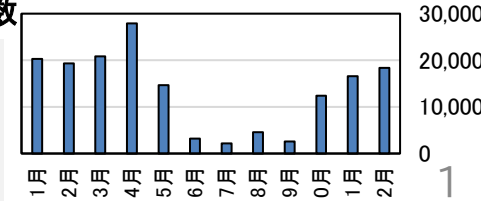
[26日04時現在の気象実況]

大船渡
湿度 52% 前日の実効湿度 55% 前日の最小湿度 37%
風向・風速 南西の風 0.7メートル

○令和6年 火災気象通報 のべ回数

[集計ルール]

通報区分にかかわらず1日1回
を上限に計上し、全国二次細分
区域単位で合算。



消防法令に基づく火気使用制限の概要

1. 火災警報制度

制度概要

- 湿度が低く風速が大である気象条件下では、火災が発生しやすく、また、いったん発生した火災は延焼拡大することが多く、人命に与える危険性も高い。このような悪条件下においては、普段より一層注意心を喚起して、火災の発生を防止する必要があるとともに、万一出火した場合にも、その被害を最小限度に止めるため、消防機関に特別の警戒体制をとらせる必要がある。
- そのため、消防法第22条に基づき、気象台長等による火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、市町村長は火災警報を発することで、当該市町村の全区域にわたって、条例で定める火の使用の制限を行うことができる(火入れ、たき火、喫煙の禁止等)。
- 当該制限に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留に処される。

火災気象通報及び火災警報の発令実績(令和5年)

- 火災気象通報:計162,852回※(発表区域(おおむね市町村単位)あたりの年平均 91.1回)
- 火災警報:計13回(59日間、5市町村)

※通報区分にかかわらず1日1回を上限に計上し全国で合算。



2. たき火又は喫煙の制限

制度概要

- 消防法第23条ではたき火及び喫煙の制限について定めており、市町村長は、火災警報発令下ではない状況で、市町村内の一定区域において、たき火又は喫煙のみを対象として制限を行うことができる。
- 当該制限に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留に処される。

森林法令に基づく火入れ規制等の概要

1. 火入れ規制等の概要

制度概要

- 林野火災を防止するため、森林法第21条により、森林又は森林の周囲1kmの範囲内の土地についての火入れは、市町村長の許可を要することとされている。市町村長は、火入れの目的が造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良のいずれかでなければ、許可することはできない。
- 「火入れ」とは、立木竹、草その他の堆積物等を面的に焼却する行為で、たき火とは異なる。
- また、同法第22条により、許可を受けて火入れをしようとする者は、防火の設備をし、火入れをする森林又は土地の周囲1kmの範囲の立木竹の所有者又は管理者に通知しなければならない。
- 法第21条第1項又は第22条の規定に違反した者は、20万円以下(保安林の場合30万円以下)、これによって他人の森林を焼燬した者は、30万円以下(保安林の場合50万円以下)の罰金に処される。
- 昭和58年に公布された行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律により、従来国の機関委任事務として市町村長が処理を行うこととされていた火入れの許可事務が、市町村の団体事務(現在は自治事務)とされ、許可権者が市町村長となった。
- このため、市町村の火入れ条例において、許可の要件、許可の対象期間・面積、火入れの方法(風下から実施すること等)、防火帯の設置、火入従事者、強風注意報や乾燥注意報発令時の火入れ禁止等について定めているが、求める水準は市町村によって様々である。
例えば、許可面積については1ヘクタールや5ヘクタール、防火帯の幅については3メートルや7メートルとするなどの例が見られた。

2. 森林計画関係

制度概要

- 市町村森林整備計画(森林法第10条の5)、森林経営計画(森林法第11条)には、火災の予防に関する事項を定めることとされている。



火入れ時の防火帯

廃棄物処理法令に基づく規制の概要

制度概要

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2において、原則として廃棄物の焼却は禁止されている。
- 当該禁止の例外として、同法の基準に従って行う廃棄物の焼却のほか、同法施行令第14条第4号において、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却※が、同条第5号において、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なものが認められている。
- ※ 例えば、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却などが考えられる。ただし、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではない。
- 当該禁止に違反した者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処されるか、又はこれを併科される。
- ※ 法人に対する両罰規定として3億円以下の罰金あり。



廃棄物焼却のイメージ

屋外での焼却行為は原則禁止です

- ・屋外でのごみ(枯草や枝木を含む)の焼却行為は、**原則禁止**されています。
- ・農業のためのやむを得ない草木等の焼却(灰の利用や害虫駆除を目的とした焼却など)は禁止の例外となっていますが、**苦情があれば、悪臭防止法や静岡県条例に基づき、中止の指導をすることがあります。**
- ・事前に消防署に届け出ていても中止していただくことがあります。
(火事との区別をつけるための届出であり、**野焼きが許可されたわけではありません。**)

＜問合せ先＞
浜松市 環境部 環境保全課
大気・騒音対策グループ
浜松市中央区鳴江三丁目1番10号
TEL : 053-453-6170 FAX : 050-3606-4363
E-mail : kankyohorcity.hamamatsu.shizuoka.jp

屋外における燃焼行為に係る条例規制等の取組について

取組の概要

- 屋外における燃焼行為については、条例により規制されている事例があり、例えば、知事や市長に対して燃焼行為の停止の勧告権や停止命令権を与えているものなどがある。

(例)さいたま市生活環境の保全に関する条例

第50条 市長は、前条の規定(注:燃焼に伴ってばい煙又は悪臭を発生させるおそれがある物で規則で定めるものを燃焼させてはならない)に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、人の健康又は生活環境への支障を防止するために必要な限度において、当該燃焼行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の支障を防止するために必要な限度において、当該燃焼行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(例)県民の生活環境の保全等に関する条例(愛知県)

第六十六条 何人も、燃焼に伴ってばい煙、悪臭又はダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)が発生するおそれがある物で規則で定めるものを屋外において規則で定める焼却炉を用いないで燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により物を燃焼させる場合又は公益上若しくは社会の慣習上やむを得ず物を燃焼させる場合若しくは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 屋外における燃焼行為(いわゆる野焼き等)の禁止について、自治体のホームページでは、例えば以下のように周知されている。

(例)「野焼き・畔焼きは原則禁止されています」、「火入れ・野焼きに注意!」、「野焼きは原則禁止ですが例外があります」、「農業での野焼きのルールを守りましょう」

(参考)参照条文(気象業務法に基づく防災気象情報等)

●防災気象情報(気象業務法第13条、気象業務法施行令第4条)

1. 気象業務法

(予報及び警報)

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象(地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。)、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)、西日本電信電話株式会社(同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。))又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。

4~6 (略)

2. 気象業務法施行令

(一般の利用に適合する予報及び警報)

第四条 法第十三条第一項の規定による気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の上欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容について、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種類	内容
(前略)	(前略)
気象注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によつて災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
(後略)	(後略)

2 (略)

(参考)参照条文 (消防法令に基づく火気使用制限)

●火災気象通報及び火災警報(消防法第22条)

第二十二條 気象庁長官、管区気象台長、沖縄気象台長、地方気象台長又は測候所長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報[※]しなければならない。

② 都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

③ 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

④ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

●火災警報発令中における火の使用制限(火災予防条例(例)第29条) ←

第二十九條 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 山林、原野等において火入れをしないこと。

二 煙火を消費しないこと。

三 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

四 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。

五 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市(町・村)長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

六 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

七 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと

●たき火、喫煙の制限(消防法第23条)

第二十三條 市町村長は、火災の警戒上特に必要があると認めるときは、期間を限つて、一定区域内におけるたき火又は喫煙の制限をすることができる。

●罰則(消防法第44条)

第四十四條 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一～十七 (略)

十八 第二十二條第四項又は第二十三條の規定による制限に違反した者

十九～二十三 (略)

●火災の予防等のための措置命令(消防法第3条)

第三條 消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第六章及び第三十五条の三の二を除き、以下同じ。)、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

二 残火、取灰又は火粉の始末

三・四 (略)

②～④ (略)

⇒ 消防法第三条第一項に基づき、火災の予防等のための措置命令を行うことができる。なお、この命令に従わなかった者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処される。

(参考)参照条文 (森林法令に基づく火入れ規制等)

●火入れ(森林法第21条)

第二十一条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内(※)にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。

2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。

一 造林のための地ごしらえ 二 開墾準備 三 害虫駆除 四 焼畑

五 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの → 採草地の改良(森林法施行規則第47条第1項)

3~4 (略)

※ 法第二十一条第一項の政令で定める範囲は、森林の周囲一キロメートルの範囲とする。(森林法施行令第3条の2)

●防火の設備等(森林法第22条)

第二十二条 前条第一項の森林又は土地において火入をする者は、あらかじめ必要な防火の設備をし、且つ、火入をしようとする森林又は土地に接近している農林水産省令で定める範囲内(※)にある立木竹の所有者又は管理者にその旨を通知しなければならない。

※ 法第二十二条の農林水産省令で定める範囲は、火入れをしようとする森林又は土地の周囲一キロメートルの範囲とする。

(森林法施行規則第47条第3項)

●火入れ時の罰則(森林法第205条)

第二百五条 第二十一条第一項又は第二十二条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。この場合において、その火入れをした森林が保安林であるときは、三十万円以下の罰金に処する。

2 第二十一条第一項又は第二十二条の規定に違反し、これによつて他人の森林を焼燬した者は、三十万円以下の罰金に処する。この場合において、その森林が保安林であるときは、五十万円以下の罰金に処する。

(参考)参照条文 (森林法令に基づく火入れ規制等)

●市町村森林整備計画(森林法第10条の5)

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつている民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続く次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならない。

2 市町村森林整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一～九 (略)

十 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

3～10 (略)

●森林経営計画(森林法第11条)

第十一条 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の経営に関する計画(以下「森林経営計画」という。)を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 森林経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～七・九 (略)

八 森林病虫害の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一～四・六～八 (略)

五 第二項第四号又は第八号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第二十一条第二項第一号又は第三号に該当するものであること。

(参考)参照条文 (火入れに関する条例の例)

●千葉市火入れに関する条例(抄)

第3条 区長は、前条第1項の申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
 - (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。
- 第5条 火入れの許可の対象期間は、1件につき8日以内とする。
- 第6条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、区長はこれを超えて許可をすることができる。
- 第9条 火入責任者は、火入地の周囲に幅7メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。
- 第10条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。
- (1) 0.5ヘクタールまでは10人以上
 - (2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を前号の人数に加えて得た人数以上
- 2 火入者は、消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。
- 第11条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。
- 第12条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。
- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

●佐久市火入れに関する条例(抄)

第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号に掲げる事項のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
 - (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。
- 第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。
- 第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、5ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、市長はこれを超えて許可をすることができる。
- 第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅3メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については5メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。
- 第12条 火入者は、火入れに当たっては、次の各号に掲げる1回の火入れの面積に応じ、当該各号に定める数の火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。
- (1) 1ヘクタール以下 15人以上
 - (2) 1ヘクタールを超える場合 その超える面積1ヘクタールにつき5人を前号の人数に加えて得た人数以上
- 2 火入者は、のこぎり、なた、くわ、バケツ等の消火に必要な器具を火入従事者に携行させなければならない。
- 第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。
- 第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報、火災警報等が発令された場合には、火入れを行ってはならない。
- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(参考)参照条文(廃棄物処理法令に基づく規制)

●廃棄物の焼却禁止(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、第25条)

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十四 (略)

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

十六 (略)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑

二 第二十五条第一項(前号の場合を除く。)、第二十六条、第二十七条、第二十七条の二、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十条 各本条の罰金刑

2 (略)

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

(参考)参照条文(屋外における燃焼行為に関する条例の例)

●さいたま市生活環境の保全に関する条例(抄) (燃焼行為の制限)

第49条 何人も、人の健康又は生活環境への支障を防止するため、次に掲げる燃焼行為を除き、燃焼に伴ってばい煙又は悪臭を発生させるおそれがある物で規則で定めるものを燃焼させてはならない。

- (1) 規則で定める設備を使用して行う燃焼行為
- (2) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない燃焼行為又は周辺の生活環境に与える影響が軽微である燃焼行為として規則で定めるもの

(燃焼行為の停止の勧告及び命令)

第50条 市長は、前条の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、人の健康又は生活環境への支障を防止するために必要な限度において、当該燃焼行為の停止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項の支障を防止するために必要な限度において、当該燃焼行為の停止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

●さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則(抄) (燃焼行為が制限される物)

第36条 条例第49条の規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

- (1) 廃棄物
- (2) 樹脂
- (3) 木材(伐採木及び剪定枝を含む。)
- (4) 油脂類(鉱物油及び有機溶剤を含む。第38条第3号において同じ。)
- (5) 布
- (6) 紙
- (7) 草

●県民の生活環境の保全等に関する条例(抄) ※愛知県

第六十六条 何人も、燃焼に伴ってばい煙、悪臭又はダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。)が発生するおそれがある物で規則で定めるものを屋外において規則で定める焼却炉を用いないで燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により物を燃焼させる場合又は公益上若しくは社会の慣習上やむを得ず物を燃焼させる場合若しくは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

●県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則(抄) ※愛知県 (屋外燃焼行為を禁止する物)

第七十四条 条例第六十六条の規則で定める物は、次に掲げる物とする。

- 一 ゴム
- 二 皮革
- 三 合成樹脂
- 四 ピッチ
- 五 油脂
- 六 草及び木(木材を含む。)
- 七 紙
- 八 繊維

(参考)その他参照条文

●失火及び業務上失火(刑法第116条、第117条の2)

(失火)

第百十六条 失火により、第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 失火により、第百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(業務上失火等)

第百十七条の二 第百十六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。